



平成 26 年 5 月 26 日

各 位

会社名 大崎電気工業株式会社
代表者名 取締役会長 渡邊 佳英
(コード番号 6644 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 根本和郎
(TEL. 03-3443-9131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 100 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線の部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役の責任免除) 第 2 7 条 <u>当社は、取締役会の決議によつて、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> ② <u>当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定</u>

<p>第27条～第34条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第35条～第42条（条文省略）</p>	<p><u>める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第28条～第35条（現行どおり）</p> <p><u>（監査役の責任免除）</u></p> <p>第36条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第37条～第44条（現行どおり）</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月27日
定款変更の効力発生日	平成26年6月27日

以上